

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業仕様書

1 業務概要

放課後児童健全育成事業施設（以下「バンビーホーム」という。）において、学校給食のない夏期休業日等の期間においてバンビーホームに通う児童に昼食の提供を行う。働く保護者の負担軽減を図り、働きながら子育てしやすい環境を整え、保護者がゆとりを持って児童に向き合えるよう支援するものである。

2 昼食提供対象施設

昼食提供対象施設は、別表1のとおりとする。

3 昼食提供期間等

- (1) 昼食提供期間は、別表2のとおりとする。
- (2) 昼食提供日は、平日（但しバンビーホーム休所日を除く）とする。

4 事業実施条件

(1) 価格

一食あたりの価格は485円（税込）とする。

(2) 申込・追加・キャンセル

受注者は、保護者からの昼食申請を昼食提供予約システム（バンビーランチ）において受付を行い、追加・キャンセルは昼食提供日の前日の13時まで受け付けること（各期初日のみ、前々日（当該日が土日・祝日の場合は直前の平日）の13時までとする。）。

(3) アレルギーの対応

受注者は、昼食提供期間中に最低1日間はアレルギー物質（特定原材料）を避けた昼食提供の実施を可能な限り検討すること。（除去物質は事前にお示しします。）

(4) 警報等による昼食提供の中止等

当日の午前7時の時点で本市に大雨、暴風、洪水等の警報（以下「警報」という。）が発表されている場合、その日の昼食の提供は中止する。

(5) 災害等による昼食提供の中止等

災害等によりやむをえず昼食提供を中止する場合、発注者は前日の13時までに受注者に通知する。

(6) 当該仕様書4(4)及び(5)に定めるところにより昼食の提供を中止する場合、発注者は、受注者が当日の仕込み等が開始されていたとしても昼食代を支払わない。

(7) 当日の午前7時より後（午前7時は含まない）に警報が発表された場合は昼食を提供する。

5 事業内容

(1) 献立表の作成

事業者は各期初日の1週間前までに、バンビーランチに掲載すること。

(2) 弁当の調理等

ア 弁当は原則当日に調理すること。

イ 容器の材質は問わない（使い捨て可）が、食品衛生上清潔であること。

ウ 容器には、白米も含めたすべての盛り付けを行うこと。

ご飯の量については普通盛り(180g)と大盛り(220g)に対応できること。

(3) 弁当の配送

ア 弁当容器は夏期に於いては保冷剤等を使用し適切な温度を保つこと。

イ 発泡スチロール箱等の断熱が可能な箱を使用し配送を行うこと。

ウ 容器等は清掃及び消毒を受託者の責任において適宜実施すること。

- エ 弁当は昼食時間（12時）までに各ホームに納めること。
- オ 使用後の弁当箱（使い捨て容器、容器に残った残飯等も含む）は原則として当日17時までに回収すること。
- カ 各ホームの指定された場所まで配達すること。

6 その他

- (1) 代行運営
事業者が事故があるときに業務の代行運営ができるよう、保証人を立てること。
- (2) 賠償責任及び保険
食中毒を含む万一の事故に備え、賠償責任保険に加入すること。
- (3) 食数見込
各期間の食数に関しては、別表4「令和6年度 夏休み期間の実績数」を参考にすること。
- (4) 契約の変更
やむを得ない事情等により、契約を変更し昼食弁当の提供を取りやめようとする事業者は、奈良市に申し出を行い協議すること。
- (5) 献立の内容を繰り返す場合の単位
弁当の献立表は少なくとも1週間単位以上とする。
- (6) 栄養
弁当一食あたりの栄養量は、文部科学省の「学校給食実施基準」に掲げる「学校給食摂取基準」に配慮した上、献立を作成すること。
- (7) 食中毒等の防止のため、野菜を含むすべてを加熱調理とし、冷却後盛り付けること。
- (8) 受託者は、営業許可を受けている都道府県で契約日から過去3年間（令和6年度奈良市昼食提供事業登録事業者は過去1年間）の食品衛生に関する事故の有無を委託者に報告しなければならない。なお、契約日以降に受託者が行っている全ての食品提供業務（本契約業務及び本契約業務以外の全ての業務）に関して食中毒などの食品衛生に関する事故等を発生させた場合は、速やかに事故内容及び被害状況等を委託者に報告すること。
- (9) 本業務で提供する昼食で食中毒などの食品衛生に関する事故等が発生した場合は、受託者は、当該事故等の原因の特定及び各関係機関の聴取に全面協力すること。なお、当該事故に伴い生じた損害賠償責任については誠意をもって対応すること。

7 支払い

受注者が支払いの請求をする時は下記の書類を提出すること

- (1) 納品書（本市の様式）
- (2) 請求書（本市の様式）